令和７年８月２５日

福祉部高齢障がい課

担当者名：山川（やまかわ）田中（たなか）

電話番号：０９４７－８５－７１２９（高齢介護係）

８５－７１３０（障がい者支援係）

田川市成年後見相談サポート室（成年後見制度中核機関）の設置について

１　目的及び役割

ア　成年後見制度とは、認知症、知的障がいや精神障がい等の理由により判断能力が十分ではない人の権利、財産を守り、また、契約事務などの各種手続を支援する制度である。

イ　成年後見制度中核機関は、このように権利擁護の支援を要する人が、安心して暮らせる地域づくりを目指し、また、適切な支援を必要時に受けることができるよう、地域ネットワークの中心となる機関である。

ウ　当該機関は、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づいて設置するものである。

２　設置日

令和７年９月１日

３　名称

田川市成年後見相談サポート室

４　実施場所

田川市役所　高齢障がい課内

５　業務内容

⑴　相談支援

相談者やその家族、関係機関等からの①成年後見制度に関する相談②制度利用の手続きに関する相談③家庭裁判所への成年後見申立に関する助言等を行う。成年後見制度に特化した相談窓口を設置することで、判断能力に不安を抱える人への早期対応が可能となり、状況に応じた支援策等を提示することができる。

⑵　広報及び啓発

①各地域での出前講座や講演会の開催②パンフレットの作成・配布等を行う。制度普及を充実することで、支援の手が届かなかった人にも繋がり、ライフステージに沿った選択肢を検討することが可能となる。

⑶　成年後見制度利用促進協議会の運営

制度の利用促進に向けた課題を検証し、提言を受けるため、弁護士、社会福祉士などの各種専門職による協議会を設置し、運営する。

６　設置に伴う周知方法

⑴　広報及びホームページ等で周知

⑵　パンフレットを作成し、病院や福祉施設を中心に配布する。

７　想定相談件数

⑴　直近２年度の相談件数

４５件

⑵　中核機関設置後の想定件数

ア　令和７年度：２５件

イ　令和８年度：４５件

８　参考（高齢者・障がい者の状況（R7.4.1 現在））

⑴　田川市の人口　４４，４６４人

⑵　高齢者

ア　６５歳以上人口　　１５，３４１人（高齢化率　３４．５％）

イ　うち独居高齢者数　　６，６９１人（６５歳以上のうち　４３．６％）

⑶　障がい者

ア　手帳所持者数

(ｱ)　療育手帳　　５６１人

(ｲ)　精神障害者保健福祉手帳　６４３人

イ　障がい福祉サービス利用者数

(ｱ)　知的障がい者　　２３２人

(ｲ)　精神障がい者　　２３１人